

生駒市水道事業管理規程第3号

生駒市水道事業事務分掌規程等の一部を改正する規程を次のように公表する。

平成26年4月1日

生駒市水道事業管理者 古川 文男

生駒市水道事業事務分掌規程等の一部を改正する規程

(生駒市水道事業事務分掌規程の一部改正)

第1条 生駒市水道事業事務分掌規程(昭和61年7月生駒市水道事業管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

第9条中「(浄水場にあつては、場長。以下同じ。)」を削る。

第10条の次に次の1条を加える。

(場長)

第10条の2 浄水場に場長を置く。

2 場長は、上司の命を受け所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第11条第1項中「(浄水場にあつては、場長補佐。以下同じ。)」を削る。

(生駒市水道事業事務決裁規程の一部改正)

第2条 生駒市水道事業事務決裁規程(昭和43年4月生駒市水道事業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

第4条の2第2号中「(浄水場にあつては、場長。以下同じ。)」を削る。

第7条の2を削る。

第7条の3中「(浄水場にあつては、場長補佐。以下同じ。)」を削り、同条を第7条の2とする。

第8条の2中「前条」を「第8条」に改め、同条を第8条の3とする。

第8条の次に次の1条を加える。

(場長の専決事項)

第 8 条の 2 第 5 条及び前条の規定にかかわらず、次の事項については、場長が専決することができる。

- (1) 定例かつ簡易な申請、副申、届出、調査、報告、照会、回答及び通知に関すること。
- (2) 所属職員の出張命令に関すること（第 4 条第 1 1 号に係るものを除く。）。
- (3) 所属職員の時間外勤務命令に関すること（第 4 条の 2 第 3 号に係るものを除く。）。
- (4) 所属職員の休暇届及び欠勤届に関すること。
- (5) 予定価格 1 0 0 万円未満の工事の施行、修繕、業務委託、物品の購入及び印刷製本等の起工に関すること。
- (6) 1 0 0 万円未満の収入の調定に関すること。
- (7) 水質試験の委託に関すること。
- (8) 工事施設に伴う断水に関すること。
- (9) 現場監督員の選任に関すること。
- (10) 臨時人夫の監督に関すること。
- (11) 前各号に定めるもののほか、定例又は軽易な事務の処理及び 1 件 1 0 0 万円未満の支出負担行為に関すること。

第 1 1 条第 1 項第 9 号中「工務課長及び場長」を「場長及び工務課長」に改め、同項第 1 0 号中「（場長を含む。）」を削り、同号を同項第 1 1 号とし、同項第 9 号の次に次の 1 号を加える。

- (10) その事務が浄水場に関連するものについては、場長
(生駒市水道技術管理者規程の一部改正)

第 3 条 生駒市水道技術管理者規程（平成 1 6 年 3 月生駒市水道事業管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「場長補佐」を「場長」に改める。

(生駒市水道事業文書取扱規程の一部改正)

第4条 生駒市水道事業文書取扱規程（昭和43年4月生駒市水道事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「（浄水場にあつては、場長。以下同じ。）」を削る。

第10条中「主幹、場長」を「場長、主幹」に改める。

様式第4号中「課長・場長・主幹・補佐」を「課長・主幹・場長・補佐」に改める。

(生駒市企業職員の職の設置に関する規程の一部改正)

第5条 生駒市企業職員の職の設置に関する規程（平成元年4月生駒市水道事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中「場長、主幹」を「主幹、場長」に改める。

(生駒市企業職員当直規程の一部改正)

第6条 生駒市企業職員当直規程（昭和46年11月生駒市水道事業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第8条第4号中「（場長を含む。）」を削る。

(生駒市企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第7条 生駒市企業職員の給与に関する規程（昭和43年4月生駒市水道事業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第10条の表中「及び場長」を削り、「課長補佐」を「場長、課長補佐」に、「88,500円」を「95,000円」に、「77,400円」を「80,000円」に、「66,400円」を「75,000円」に、「51,900円」を「54,000円」に、「49,600円」を「52,000円」に改める。

別表第2中「課長補佐」を「場長、課長補佐」に改め、「、場長」を削る。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。